



京都地裁

(2面から)何かと言うと、一つは関生型運動の正当性が認められたという事です。これは非常に大きいと思います。それから二点目は、いくら正当な活動をして、弁護活動が不十分であれば、まともな結論は出なかつたと思えます。優秀な弁護団が形成されて、その弁護団の活動が非常に大きな役割を果たしました。それから、皆さん方をはじめ全国の弁護士や学者の皆さんによる反弾圧の運動が大きく振がって行った事です。この3つの要因が直接の勝利の要因ではないかと私は考えています。

加えて社会的、政治的な変化も大きく影響していると思います。去年の衆議院選挙で自公が大きく過半数割れになり、安倍氏、麻生氏、二階氏、松井氏(維新)といった大物政治家が政界から身を引き、あるいは力が削がれた、この政治の変化というのが今回の判決に大きく影響していると思えます。またその際に行なわれた最高裁判所

裁判官の国民審査でも「X」が非常に多かった事、このような政治の変化と世論の動向というものも影響していると思います。ではないかと思えます。そんな形で司法に対する国民の監視の目が光っているという事は、裁判官も意識しているのです。また、袴田巖さんの無罪確定などで検事に対する世論の批判が大きく高まった事も追い風になっていると思えます。

今回の無罪判決について、「勝った、勝った」では本当の意味での勝利にはつながらないのです。これをはかりに運動に転化させていくかという事が大事です。大切なのは、この判決が出たという事は、政治的にも社会的にも我々を大きくバックアップする条件が出来たという事です。この判決をテコにして、我々がいかに運動を強化したいと思います」と強調した。

### 関生型運動の正当性が認められた

共催者である大阪労働学校・アソシエの斉藤日出治学長は判決の意義について、「産別労組が認められたという事、これがまさに概念の拡大、これが一つあると思うのですが、もう一つは関生支部と京都協組は敵対関係ではなく協力関係にあったという事を裁判所も認めたという事、凄く大きいと思えます」と話した。

に創造していくかが問われていますし、それを活かせるような運動をしなければ、弁護団はじめ応援してくれた人たちに對するお返しにはならないわけでは

◆ 検察は控訴期限ギリギリの3月12日に控訴を行なった。この狙いについて位田弁護士は、「おかしと思えばすぐに控訴すればいいのですが、なかなか控訴しなかつたのは、検察内でもいろいろ意見があつた中で、やはりまだ係争中の事件もあり、審で無罪を確定させるわけにはいかないという検察側の意志の表れではないかと思

います。高裁ではまた違った目でこの事件を見るかもしれないですから、我々としても安心せず慎重な対応で臨まないといけないと思います」と強調した。

## 無罪判決は、ポスト資本主義の未来を現実に取り寄せる

大阪労働学校・アソシエ 斉藤日出治

▼京都3事件の訴訟は労働者の権利である労働争議を犯罪とみなす愚拳であり、京都地裁の無罪判決はその愚拳が文字通り愚拳であると判定され、労働者の権利が法により認定された。その通りである。だが、わたしたちはこの無罪判決をそこにとどめて評価するだけであつてはならないのではないか。

▼労働運動をレイシズムによって抹殺しようとするからと労働運動が都市コマンドを創造しようとするからが衝突している。資本主義の末期的症状とポスト資本主義の未来を照らした動きがせめぎあつている。ローザの表現を借りるならば、社会主義か野蠻か、という歴史的选择を迫られる世界にわたしたちは生きています。資本主義の現行の秩序を維持することがジョブサイドを生み、生活不能なひとびとを大量につくり出し、生存

▼わたしが「日本の企業主導型資本主義と生権力」(近畿大学日本文化研究所紀要第6号、2023年)で論じたように、関西生コンの労働運動は日本の市民社会を変革する社会闘争であつた。それは、企業へのヘゲモニーによって組織されている日本の市民社会状況が自己閉塞し破綻している(もう30年以上も続いている日本経済の低迷の根本原因はそこにある)なかで、企業を越えたひとひととのきずなを創造しようとする社会運動であつた。関西生コン労組は、産別労組、生コン経営者の事業協同組合との連携(二面闘争、面共闘)、背景資本との闘い、使用者概念の拡大、といった表現で、この社会運動を追求してきた。それは、資本と国家を超えてひとひとが協働のつながりを組織する運動である。この運動が、閉塞した資本主義世界から脱する道筋を照らし出す灯明となつてきた。

▼しかし、この闘いを最も恐れる勢力はそれを、社会秩序を脅かす反社会的行為としてフレームアップすることによって抹殺しようとする。このフレームアップのちからは、警察や検察のような権力機関だけでなく、市民社会の諸団体の内部からわたしたちの仲間や協同組合といった市民社会の内部から関西生コン労組を暴力集団として位置付ける動きがたちあがる。かつてグラムシがイタリアの共和制をめざす農民運動の指導者を精神異常者としてフレームアップすることによってその農民運動を従属集団に貶め庄殺したようにして、資本と国家の外部で人々がつながろうとする動きを犯罪視し、封じ込める動きが作動する。

▼無罪判決を出した京都3事件のうち、ベストライナー社の「恐喝」とされる事件は、2012〜2013年という数年も前の事件が2018年になって告発されたものである。検察はその理由を、関西生コン支部がそれまで怖くコソコソと活動していたと言いつつ、理屈をこねて出している。労働組合、協同組合などの市民社会の内部から関西生コン支部が反社集団というフレームアップが起り、メディアがそれに迎合し、右派の政治家が暴力集団として関西生コンと扇動する時期になって、検察はベストライナーの労働争議を恐喝事件として摘発したことがわかる。竹信三恵子さんが言うように「ヘイトのあとに警察がやってきた」のだ。このフレームアップによって、労働組合のちからでストライキや交渉を通して勝ち取った1億5000万円の解決金が「根拠のない恐喝行為」とみなされ、犯罪視されたのである。

▼この解決金に加えて、企業閉鎖によって職を失った労働者の再雇用とミキサー車の無償譲渡などを関西生コン支部は京都協同組合との協定によって実現している。ここにも、関西生コンの労働運動が、産別労働運動だけでなく、生コンの事業協同組合と協議交渉して企業横断的なつながりを労働運動のヘゲモニーを通して創造しようとする動きを見取ることが出来る。この企業横断的な労働者のつながり、企業間にまたがるきずなが労働のヘゲモニーにもついで創造される。ポスト資本主義の社会的プロトタイプがここに明示される。

▼労働組合をレイシズムを实践するときではないのだからか。